

## 真岡市国際交流ボランティア制度要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、国際化の進展に伴い、市民が外国人との交流を通じて相互理解を深め、幅広い世代の市民による国際交流活動を推進するために、国際交流ボランティアの登録と運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （活動区分）

第2条 真岡市国際交流ボランティア（以下「国際交流ボランティア」という。）として登録することができる活動の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通訳・翻訳ボランティア 国際交流に関するイベントや交流事業において、外国人に対し通訳、案内等を行うほか、国際交流推進のために必要な各種資料や文書等の翻訳を行うものをいう。
- (2) 交流イベントボランティア 国際交流に関するイベントや交流事業において、サポートスタッフとして協力を行うほか、日本人又は外国人に対し、外国文化や日本文化の紹介を行うものをいう。
- (3) ホームステイボランティア 外国人を一定期間家庭に宿泊させ、日本の家庭生活の体験を通じて異文化交流を深めるものをいう。

### （登録資格）

第3条 国際交流ボランティアの登録を受けることができる者は、満18歳以上の者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 国際交流に関心を持ち、ボランティア活動に理解及び意欲のある

者

(2) 人種、民族、国籍、地域、職業等に関して差別及び偏見を有しない者

(3) 通訳・翻訳ボランティアにあっては、日常会話の通訳又は日常文の翻訳が支障なくできる者

(4) ホームステイボランティアにあっては、市内在住で家族全員の同意を得ている者

(5) その他市長が適当と認める者  
(登録申請)

第4条 国際交流ボランティアの登録を希望する者は、真岡市国際交流ボランティア登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申請は、真岡市オンライン申請システムを使用する方法により行うことができる。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請を受理したときは、登録の適否を審査し、適当と認めた場合は、当該申請者を国際交流ボランティアとして登録し、その旨を真岡市国際交流ボランティア登録通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

2 国際交流ボランティアへの登録期間は、登録が完了した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、前項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）から辞退の申入れがない限り、登録は自動的に更新されるものとする。

3 登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに市長へその旨を

申し出るものとする。

（登録の取消し）

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する登録資格を満たさなくなった場合

(2) 登録者の死亡等により国際交流ボランティアとしての活動が不可能となった場合

(3) 登録者から辞退の申入れがあった場合

(4) 国際交流ボランティアとして不適格と市長が認めた場合

（登録者の派遣等）

第7条 登録者の派遣等を依頼する者（以下「依頼者」という）は、真岡市国際交流ボランティア派遣等依頼書（様式第3号）に必要事項を記入し、派遣等を希望する日のおおむね1か月前までに市長へ提出する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申請は、真岡市オンライン申請システムを使用する方法により行うことができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による依頼を受けたときは、依頼内容を検討し、適当と認めた場合は、真岡市国際交流ボランティア派遣等決定通知書（様式第4号）により、その旨を依頼者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により派遣等の決定をしたときは、当該行事等の内容に対応できると思われる登録者を選定し、登録者の内諾を得たうえで、依頼者に登録者の氏名及び連絡先を通知するものとする。詳細については、依頼者と登録者の両方で協議のうえ、行うものとする。

（依頼者の要件）

第 8 条 依頼者として、登録者の派遣等を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市が共催し、又は後援する事業の主催者
- (2) 公的団体、非営利団体その他これらに準ずる団体
- (3) 営利を目的としない事業を実施するもの
- (4) その他市長が適当と認めたもの

(費用負担)

第 9 条 ボランティア活動に係る交通費、材料費、その他の実費については原則として依頼者が負担するものとし、報酬については依頼者と登録者の協議により決定するものとする。

(事故等の対応)

第 10 条 登録者のボランティア活動中に事故が発生したときは、依頼者は、事故発生日から 30 日以内に市長に対して事故の報告をしなければならない。

2 依頼者は、国際交流ボランティアの活動によって生じた損害について、真岡市市民ボランティア活動保険が適用されないものについては市に請求することができない。

3 依頼者が真岡市市民ボランティア活動保険の対象とならない場合、その依頼者は、登録者がボランティア活動中の不測の事故により、他人の生命、身体又は財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、事前に保険に加入するなど必要な措置を講じなければならない。

4 依頼者は、登録者又は第三者が国際交流ボランティアの活動に伴って損害を被ったときは、誠意を持って解決にあたらなければならない。

（守秘義務）

第 1 1 条 登録者は、活動上知り得た個人情報及びその他の秘密は、他に漏らしてはならない。登録が取り消された後も同様とする。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。